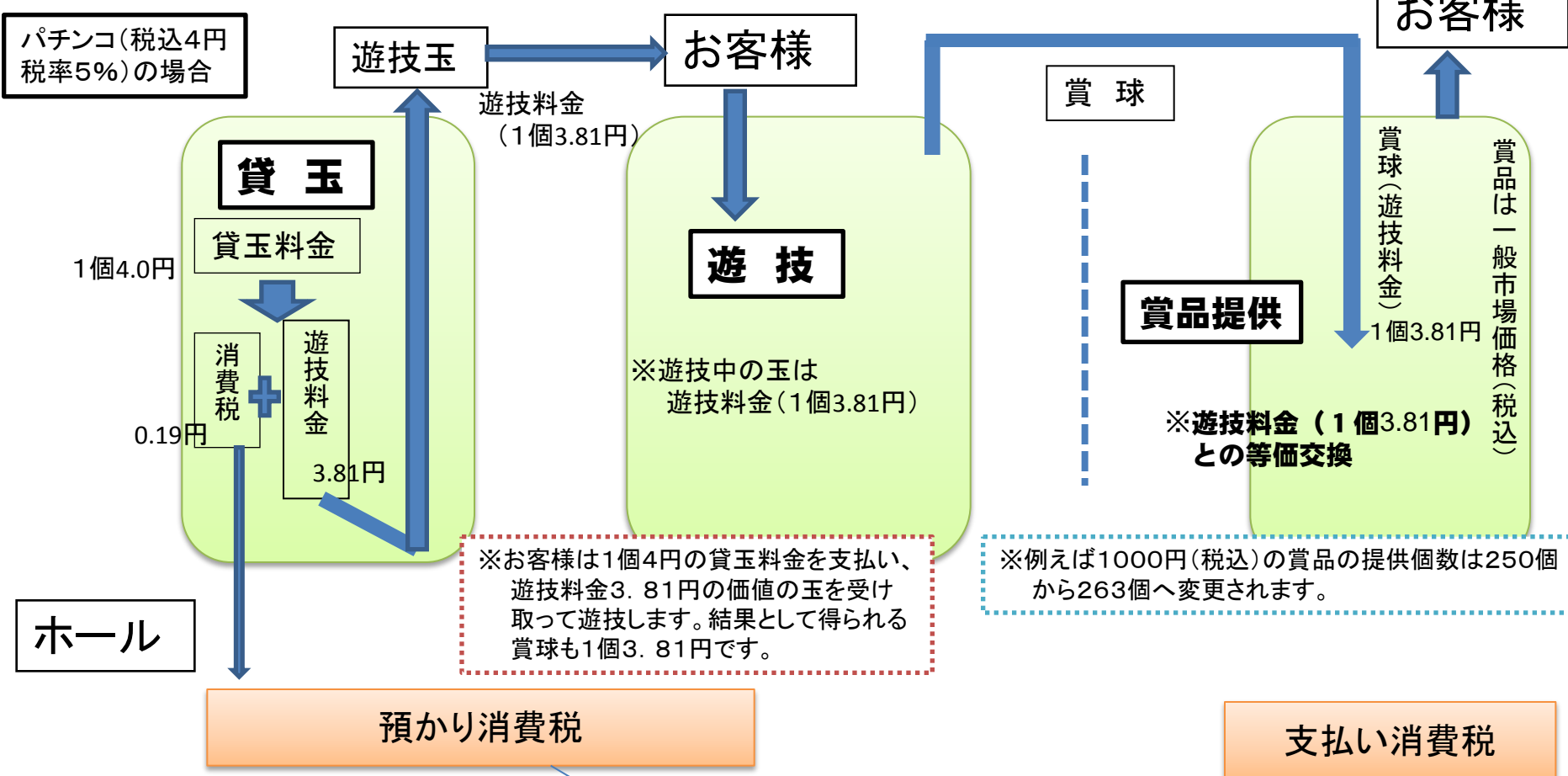


ホールにおける消費税 基本的仕組みと遊技料金との関係

資料2

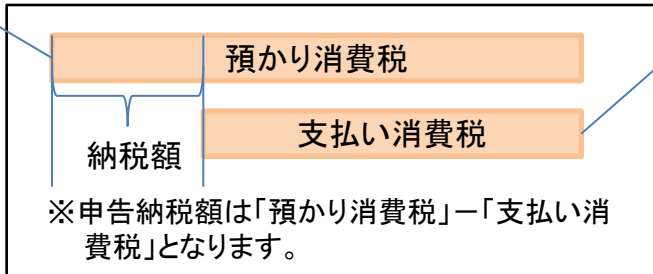


※お客様は1個4円の貸玉料金を支払い、遊技料金3.81円の価値の玉を受け取って遊技します。結果として得られる賞球も1個3.81円です。

※例えば1000円(税込)の賞品の提供個数は250個から263個へ変更されます。

※ホールはパチンコ玉1個につき0.19円分を消費税として預かり、計上します。
貸玉料金1000円で250個貸し玉した場合、遊技料金は952円、消費税額は48円になります。

最終的には総売上の $\frac{5}{105}$ を預かり消費税として算出します。



※支払い消費税には賞品仕入に係る消費税のほか、遊技機購入費・設備投資や一般の経費に係る消費税も含まれます。